別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十四・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人に該当する場合又は当該法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。

①資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人 ②法人税法第4条の7に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます。) ③相互会社

2 「30」から「32」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を除きます。)に該当する場合に記載します。

署受付印 税務署

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地	電話( ) −
(フリガナ) 法人名	
(フリガナ) 代表者 自署押印	㊞
代表者 住所	

所管		業種目		概況書	要否	別表等
事業種目						
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人等				
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの						
同非区分	特定同族会社	同族会社	非同族会社			
一般社団・財団法人の区分	非営利法人	普通法人				
経理責任者 自署押印	㊞					
旧納税地及び旧法人名等						
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書					

※税務署処理欄

青色申告	一連番号		
整理番号			
事業年度(至)	年 月 日		
売上金額	兆 十億 百万		
申告年月日	年 月 日		
申告区分	庁指定	局指定	指導等区分
通信日付印	確認印	省略	年 月 日
年 月 日		年度処理 直前事業	年 月 日

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

事業年度分の 申告書

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

(中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日 / 平成 年 月 日)

翌年以降送付要否	要 ○	否 ○		
適用額明細書提出の有無	有 ○	無 ○		
税理士法第30条の書面提出有 ○		税理士法第33条の2の書面提出有 ○		

			十億 百万 千 円
所得金額又は欠損金額(別表四「48の①」)		1	
法人税額(36)又は(37)		2	
法人税額の特別控除額	[別表六(六)「27」+別表六(七)「16」+別表六(八)「19」+別表六(十)「23」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「22」+別表六(十三)「32」+別表六(十四)「24」+別表六(十五)「22」+別表六(十六)「24」+別表六(十七)「12」+別表六(十八)「24」+別表六(十九)「12」]	3	
差引法人税額(2)−(3)		4	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		5	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」+別表三(四)「14」)	6	0 0 0
	同上に対する税額(38)+(39)+(40)+(41)	7	
留保金	課税留保金額(別表三(一)「39」)	8	0 0 0
	同上に対する税額(別表三(一)「47」)	9	
			0 0
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)		10	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		11	
控除税額((10)−(11))と(44)のうち少ない金額		12	
差引所得に対する法人税額(10)−(11)−(12)		13	0 0
中間申告分の法人税額		14	0 0
差引確定法人税額(13)−(14)	(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入)	15	0 0
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(46)	16	
	中間納付額(14)−(13)	17	
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外
	計(16)+(17)+(18)	19	外
この申告が修正申告である場合	この申告前の 所得金額又は欠損金額	20	
	この申告前の 課税土地譲渡利益金額	21	
	この申告前の 課税留保金額	22	
	この申告前の 法人税額	23	
	この申告前の 還付金額	24	外
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((15)−(23))若しくは((15)+(24))又は((24)−(19)))	25	外 0 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」+(別表七(二)「11」若しくは「23」又は別表七(三)「10」))		26	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)		27	
ご修あこの申告前の正る申告告合のでの	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	28	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	29	
法人税額の計算	中小法人等の場合 (1)の金額は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	30	0 0 0
	中小法人等の場合 (1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)−(30)	31	0 0 0
	中小法人等の場合 所得金額(1)(30)+(31)	32	0 0 0
	法人の場合その他の場合 所得金額(1)	33	0 0 0
	(30)の18%又は15%相当額	34	
	(31)の30%又は25.5%相当額	35	
	法人税額(34)+(35)	36	
	法人税額((33)の30%又は25.5%相当額)	37	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	38	0
	同上(別表三(二の二)「28」)	39	0
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	40	0 0
	同上(別表三(四)「15」)	41	
控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	42	
	外国税額(別表六(二)「21」)	43	
	計(42)+(43)	44	
	控除した金額(12)	45	
	控除しきれなかった金額(44)−(45)	46	
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		47	

残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日

還付を受ける金融機関等

銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金	郵便局名等
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	−

※税務署処理欄

税理士署名押印	㊞

法 0301-0101